

牛・豚の肝臓(レバー)や豚肉(内臓を含む)を 牛食用として販売・提供することを禁止しています。

◆お客さまにお願い◆

牛・豚のレバーや豚肉は、 中までしっかり加熱してください

牛・豚のレバーや豚肉は、すべて加熱用です。

- ●重症化する食中毒の危険性があるため、牛・豚のレバーや豚肉は、生では食べられません。
- ☆ 牛食用の基準を満たした牛肉・馬肉以外の、肉や内臓はすべて加熱用です。

必ず 中心部まで加熱 口でから と で してから

- ●中心部まで十分に火が通り、中心部の色が変わるまで、加熱してください。
- ●中心部まで75℃で1分間以上加熱すれば、 腸管出血性大腸菌などの病原微生物は死滅します。
- ☆ 牛・豚のレバーや豚肉以外にも、牛、鶏などの肉や内臓も 加熱して食べましょう。特に細かい肉を固めた「成形肉」など は、中心部までの加熱が必要です。



生のレバーや肉と、その他の料理とは、離して置き、調理器具も使い分けましょう

- ●生のレバーなどの内臓や肉が触れたところには、病原体が付く可能性があります。**使った器具が、その他の食品に触れないようにし、**包丁やまな板は洗って熱湯をかけるなどしましょう。
- ●生のレバーや肉は、生で食べる野菜などと離して置きましょう。
- ●加熱前のレバーや肉には、専用のトングや箸、皿を使いましょう。



食肉販売店などの方へ

厚生労働省は、食品衛生法に基づき、牛・豚のレバーや豚肉(内臓を含む)を 生食用として販売・提供することを禁止しました。

<基準のポイント>

- ①牛・豚のレバーや豚肉は、『加熱用』として提供しなければなりません。▶ 『生食用』『刺身』として牛のレバーの提供はできません。
- ②加熱されていない牛・豚のレバーや豚肉を販売する際には、中心部まで 十分な加熱が必要である旨の案内をしなければなりません。
 - ▶ 販売者は、来店客が牛・豚のレバーや豚肉を中心部まで十分に加熱して 食べるよう、

「加熱用であること」、

「調理の際に中心部まで加熱する必要があること」、

「食中毒の危険性があるため生で食べられないこと」

などを、掲示などにより、消費者に案内して下さい。

③牛・豚のレバーや豚肉を原料として調理する場合は、中心部まで十分に 加熱しなければなりません。

(中心部の温度が63℃で30分間以上、または75℃で1分間以上など)

✔ チェック!!

~お客さまに安全に食べていただくために、必ず確認しましょう。~

40 H GO.1-24 - 44 1616 1161-1161 1161-016 016 016 016 016 016 016 016 016 016
●牛・豚のレバーや豚肉を販売する際には、「 <u>加熱用であること</u> 」「 <u>中心部まで加熱する必要があること</u> 」「食中毒の危険性があるため生では食べられないこと」などを、店頭にポスターを掲示するなどして案内していますか。
●生肉や内臓を扱う包丁、まな板などの器具、容器などは、作業ごとに洗浄 消毒していますか。
●生肉や内臓に直接触れた後には、必ず手洗いをしていますか。
●冷蔵庫で保存する場合は、生肉や内臓が10度以下に保存できるよう冷蔵庫の温度管理をしていますか